

* 職場復帰支援についてよくあるご質問 *

Q1：休職期間が残りわずかになっているのですがリワーク支援を利用できますか？

—— 支援を行う期間は個別に設定していますが、的確な形でリワーク支援を行うためには休職期間がおおむね半年以上残っていることが望まれます。休職期間が残り少なくなっている場合には、復職までの課題の整理に留まってしまったり、限定的にリワーク支援カリキュラムに参加いただいたり、事業所のご協力によってカリキュラムの一部のみを利用するということもあります。

Q2：退職してしまっているのですが再就職のためにリワーク支援を利用できますか？

—— リワーク支援は休職中の方に対するプログラムです。離職された方は就職のための支援プログラム（職業準備支援等）を活用しながら支援しています。

Q3：休職中の公務員ですがリワーク支援を利用できますか？

—— リワーク支援は雇用保険適用事業所の社員の方のみを対象とするプログラムのため、公務員はご利用できません。復帰に向けた課題整理等、個別のご相談は承っております。

Q4：企業が休職中の社員の復職にあたってリワーク支援を利用させたいのですが、企業から利用申し込みをすることはできますか？

—— リワーク支援の開始はご本人様、事業主、主治医の三者の合意が必要ですが、申し込みは三者のいずれからでも受け付けています。

Q5：主治医は復職可能という診断書を作成しているのですが復職できる状況に思えません。リワーク支援を利用して復職の可能性を確認してほしいのですが利用できますか？

—— リワーク支援は復職の可否を判断するためのサービスではありません。復職可能かどうかはご本人様の回復状況だけでなく、受け入れ態勢や受け入れに当たっての制度・条件整備、業務内容など企業側の要因も大きいので、復職可否の判断は企業で行っていただく必要があります。

Q6：リワーク支援は毎日通えないと利用できないのでしょうか？

—— 出勤できる日数や時間数については、生活リズムの確立、立て直しの状況に応じて、また、最終的に復職していくときの労働条件等も勘案して決定していくため、リワーク支援では開始段階で毎日出勤することを条件とはしていません。正式開始前の体験通所の段階では、めやすとして週に2日程度以上通所できることを要件としています。

Q7：コーディネートではどのようなことを行うのでしょうか？

——ご本人に対しては生活リズムや調子の波の把握確認、復職に向けた課題の整理、一部のリワーク支援課題の体験実施等を、事業主に対しては復職時の受け入れ態勢や復職についての考え方の確認のほか、リワーク支援期間中の支援内容の説明等を、また主治医に対しては治療状況の確認等を行って、円滑に三者同意が行われるように、支援について必要な補足説明を行います。これらの対応についてはご本人や事業主と日程調整しながら、無理のないスケジュールで進めていきます。

Q8：リワーク支援の三者同意について、企業側は誰の（役職等）同意が必要となるのでしょうか？またその担当者が行う役割はどのようなものなのでしょうか？

——企業の同意については、退職者の職場復帰の決定に一定の権限を有している方であり、かつ、ご本人の復職後の労働条件、職務設定等で具体的な対応を図れる方であることが望まれます。多くの企業様では、人事担当者、もしくは職場の上司（所属長等）のいずれかの署名をいただいています。役割としては、受け入れ態勢整備のため、社内体制や復職時の業務見通し、労働環境等の状況をカウンセラーと調整いただいたり、利用者との定期面談、担当カウンセラーとのケース会議等についてご協力いただいています。

Q9：疾患名はうつ病ではないのですが、リワーク支援を受講できますか？

——リワーク支援は、精神障害者総合雇用支援の一環で実施している事業であるため、うつ病以外の精神障害のある退職者が職場復帰していくために、うつ病等の方に対する職場復帰プログラムに合流して支援を受けることが有効である場合は、リワーク支援の一部又は全部を利用いただいています。